西脇市工場立地法第４条の２第２項の規定による準則を定める条例　逐条解説

（趣旨）
第１条　この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第４条の２第２項の規定に基づき、法第４条第１項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

＜解説＞
本条例は、工場立地法第４条第１項の規定により公表されている、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則に代えて、同法第４条の２第２項の規定により、本市において適用すべき準則を定めることを趣旨としています。
工場立地法に関する事務は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）により、工場立地法の一部が改正され、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合については、市独自の条例を制定することで国が定める基準に代えて市の基準を定めることができるようになったものです。

（定義）
第２条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

＜解説＞
本条では、この条例で使用する用語の意義は、工場立地法で使用されている用語の意義をそのまま用いることを規定しています。
主な用語の意義については、次のとおりです。
・特定工場
敷地面積 9,000㎡以上又は建築面積 3,000㎡以上の製造業、電気供給業（水力・地熱・太陽光を除く。）、ガス供給業、熱供給業に係る工場・事業場のことをいいます。
・生産施設
製造業等における物品等の製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物及び建築物の外に設置されるものをいいます。
・緑地
土地又は施設（建築物の屋上など）に設けられる緑地のことを

いいます。

・環境施設

緑地及び緑地以外の環境施設のことをいいます。

・緑地以外の環境施設

噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場などの施設をいいます。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第３条　法第４条の２第２項に規定する区域の区分及び区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第１種区域	都市計画法（昭和43年法律第 100号）第８条第１項第１号の工業地域及び工業専用地域の区域	100分の５以上	100分の10以上
第２種区域	都市計画法第８条第１項第１号の準工業地域の区域	100分の10以上	100分の15以上
第３種区域	都市計画法第７条第３項の市街化調整区域	100分の10以上	100分の15以上
第４種区域	都市計画法第５条の都市計画区域の指定をしていない区域	100分の10以上	100分の15以上

＜解説＞

本条では、市準則を適用する区域と当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を規定しています。

国の準則では、すべての区域において緑地の面積の敷地面積に対する割合は 100分の20以上、環境施設の面積の敷地面積に対する割合は 100分の25以上と定められています。

また、各区域の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を、市準則において下表に示す範囲で定めることができると国の準則で定められています。

区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
工業・工業専用地域	５～20％	10～25％
準工業地域	10～25％	15～30％
市街化調整区域	５～25％	10～30％
都市計画区域外	５～25％	10～30％

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）
第４条　前条の表に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を算定する場合において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第１号。以下「法施行規則」という。）第４条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第１号トに掲げる施設と重複する土地及び法施行規則第３条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

＜解説＞

１　本条では、緑地面積を算定する際に、緑地とその他の施設が重複する（重複緑地）場合の緑地面積の敷地面積に対する割合（緑地面積率）の算定方法を規定しています。

２　「緑地以外の環境施設以外の施設」とは、生産施設、事務所、研究所、倉庫などの独立した施設を指します。

３　法施行規則第４条第１号トに掲げる施設とは、太陽光発電施設を指します。

４　次のような重複緑地がある場合には、緑地面積率を計算する際に、当該重複緑地の面積を算入できる割合について規定しています。

・緑地と緑地以外の環境施設以外の施設が重複して存在する土地がある場合（パイプの下の芝生、藤棚の下が駐車場など）
・緑地と太陽光発電施設が重複して存在する土地がある場合
・建築物の屋上などに設けられる緑地がある場合

５　工場立地法第４条第１項第１号の規定により公表されている工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第１号）第２号の規定では、緑地面積率の算定に算入できる重複緑地の割合を、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 100分の25の割合まで算入することを認めています。

この上限については、条例を定めることで、 100分の50の割合まで緩和できるという定めがあることから、敷地面積に区域の区分ごとの緑地面積率を乗じて得た面積の 100分の50の割合まで算入することができることを規定しています。

（敷地が２以上の区域にわたる場合の適用）
第５条　特定工場の敷地が第３条の表に規定する区域のうち、２以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同条の区域の敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用する。

＜解説＞
本条では、特定工場の敷地が本条例に規定する２つ以上の区域にまたがっている場合、敷地割合が最も高い区域の規定を適用することを規定しています。

（他の地方公共団体の長との協議）
第６条　特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

＜解説＞
本条では、特定工場の敷地が本市に隣接する他の地方公共団体の区域にまたがっている場合、市長が当該地方公共団体の長と協議の上、本条例を適用するかどうかを定めることを規定しています。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

＜解説＞
本条では、この条例の施行日を定めており、平成29年４月１日から適用することを規定しています。

（経過措置）
２　昭和49年６月28日までに設置されている工場若しくは事業場又は設置のための工事が開始されていた工場若しくは事業場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（減少を除く。以下同じ。）が行われるときの第３条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表（附則第２項関係）

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第１種区域	$G \geqq \sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.05-(G_0/S))$ ただし、$\sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.05-(G_0/S)) > 0.05S-G_1 > 0$のときは$G \geqq 0.05S-G_1$とし、$0.05S-G_1 \leqq 0$のときは$G \geqq 0$とする。	$E \geqq \sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.1-(E_0/S))$ ただし、$\sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.1-(E_0/S)) > 0.1S-E_1 > 0$のときは$E \geqq 0.1S-E_1$とし、$0.1S-E_1 \leqq 0$のときは$E \geqq 0$とする。
第２種区域、第３種区域及び第４種区域	$G \geqq \sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.1-(G_0/S))$ ただし、$\sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.1-(G_0/S)) > 0.1S-G_1 > 0$のときは$G \geqq 0.1S-G_1$とし、$0.1S-G_1 \leqq 0$のときは$G \geqq 0$とする。	$E \geqq \sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.15-(E_0/S))$ ただし、$\sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.15-(E_0/S)) > 0.15S-E_1 > 0$のときは$E \geqq 0.15S-E_1$とし、$0.15S-E_1 \leqq 0$のときは$E \geqq 0$とする。

備考　表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G　当該変更に伴い設置する緑地の面積

P　当該変更に係る生産施設の面積

γ　当該既存工場等が属する工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第１号。以下「法準則」という。）別表第１の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年６月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

G_1　当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E　当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同

じ。）の面積の合計のうち、昭和49年６月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

n　当該既存工場等が属する業種の個数

P_j　当該変更に係る生産施設の面積で、既存工場等が属する法準則別表第１の上欄に掲げる業種のうち、いずれかの業種に属するもの

γ_j　既存工場等が属する法準則別表第１の上欄に掲げる業種のうち、いずれかの業種についての同表の下欄に掲げる割合

＜解説＞

昭和49年の工場立地法改正により、新たに緑地や環境施設の規制が加えられ、同法改正前から立地する工場（昭和49年６月28日までに設置されている工場（既存工場））の多くが、緑地及び環境施設の基準を満たすことができませんでした。

そのため、既存工場については、これらの基準値を満たすために、新たに生産施設を増設する際、増設する生産施設の規模に応じて緑地や環境施設を設置することを求めています。

この計算式は、増設する生産施設の面積（Ｐ）に応じ、増設に応じて設置する緑地面積（Ｇ）や環境施設面積（Ｅ）が、増設に応じて設置すべき面積を満たしているか、確認するための式となっています。

P_J/γ_jの意味

…「新たに設置する生産施設面積」（Ｐ）を「生産施設面積率」（γ）で割ることにより、「新たに設置する生産施設が使用するとみなされる敷地面積」を算出しています。

G_0の意味

…「法規制前に設置されていた緑地」と「法規制後に法が求める以上に設置した緑地」の合計（法の規制以上に設置している緑地面積）です。なお、今回撤去する緑地がある場合はその面積をマイナスします。

G_0/Sの意味

…「法の規制以上に設置している緑地面積」の敷地面積に対する割合を示しています。

$0.05-G_0/S$の意味

…法が求める以上に設置している緑地面積があるので、その率（G_0/S）を新設工場の緑地面積率である５％からマイナスして、今回設置を義務付ける緑地面積率を算出しています。

$P_J/\gamma_j(0.05-(G_0/S))$の意味

…「新たに設置する生産施設が使用しているとみなされる敷地面積」に「今回設置を義務付ける緑地面積率」を掛けて、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」を算出しています。

$0.05S-G_1>0$の意味

…前回の届出までに設置されている緑地（G_1）が５％以下ということを示しています。

$P_J/\gamma_j(0.05-(G_0/S))>0.05S-G_1$の意味

…式を変形すると$P_J/\gamma_j(0.05-(G_0/S))+G_1>0.05S$となります。
したがって、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」（$P_J/\gamma_j(0.05-(G_0/S))$）と「前回の届出までに設置している緑地」（$G_1$）を合計した緑地が、敷地面積の５％を超えることを示しています。

$G\geqq 0.05S-G_1$の意味

…式を変形すると$G+G_1\geqq 0.05S$となります。
したがって、「今回設置する緑地」（G）と「前回の届出までに設置している緑地」（G_1）を合計した緑地面積が５％以上であれば、それ以上に緑地を造る必要はないことを示しています。

$0.05S-G_1\leqq 0$のときは$G\geqq 0$の意味

…前回の届出までに設置されている緑地（G_1）が５％以上なので、今回は緑地を造る義務がないこと（$G\geqq 0$）を示しています。

$E/E_0/E_1$の環境施設面積に係る計算式についても、上記の解説を参考にしてください。